

テクノロジー・メディア・通信

# 個人情報保護委員会事務局 — 公共部門および民間部門の組織における データ漏洩に対する課徴金

## 概要

2025年8月1日（金）、個人情報保護委員会事務局（以下「PDPC事務局」といいます。）は、個人情報保護法（B.E.2562（2019））（以下「PDPA」といいます。）に基づき、積極的な執行措置を発表する記者会見を行いました。PDPC事務局は、個人情報の保護に関する適切なセキュリティ措置を講じなかったこと、個人情報の漏洩をPDPC事務局に報告しなかったこと、およびデータ保護責任者（DPO）を任命しなかったことなど、複数の違反行為を理由に、公的部門および民間部門の組織に対して課徴金の納付を命じたことを明らかにしました。

本記事では、記者会見の主要なポイントを要約し、課徴金の納付が命じられた5件の事例を概説します。これらの事例は、PDPAの遵守が単なる組織内の問題ではなく、個人情報保護に関する個人の基本権を尊重するための外部に対する責任でもあることを組織に再認識させる先例となります。

## 課徴金が課された事例

### 1. 政府機関— 個人情報がダークウェブで盗まれ販売された事例

ウェブアプリを通じてサービスを提供する政府機関がハッキングされ、最大20万人の個人情報が不正に盗み出され、ダークウェブで取引されました。証拠によると、政府機関は弱いパスワードの使用、リスク評価の欠如、措置の継続的な見直しの欠如など、個人情報の保護に十分なセキュリティ措置を講じていませんでした。さらに、政府機関は、システム開発者との間でデータ処理者としての役割を果たすためのデータ処理契約を締結していませんでした。また、該当するシステム開発者も十分なセキュリティ対策を講じていませんでした。その結果、個人情報保護委員会（以下「PDPC」といいます。）によって任命された専門家委員会（以下単に「専門家委員会」といいます。）は各当事者に対し、それぞれ THB 153,120 の課徴金の支払いを命じました。

## 2. 大規模な私立病院－医療記録の破棄不備と漏洩

ある私立病院は、患者の医療記録の安全な破棄を請け負う小規模な家族経営の企業と契約を締結しました。しかし、病院は破棄プロセスを適切に監視・監督しなかったため、PDPA 第 26 条において機密医療データに分類される約 1,000 件の医療記録が漏洩しました。さらに深刻なのは、これらの文書の一部がタイのストリートスナック「カノム・トーキョー」の袋として再利用されていたことが判明した点です。契約企業は合意された破棄手順に従わず、文書を現場から持ち出し、私人宅に搬送しました。さらに、当該企業は病院にデータ漏洩を報告しなかったため、データ処理者の義務違反に該当しました。その結果、専門家委員会は病院に対し課徴金として THB 1,210,000、当該企業に対して THB 16,940 の支払いを命じました。

## 3. 電子機器の小売業者－セキュリティ対策の不備とデータ漏洩の通知義務違反

ある電子機器の小売業者は、適切なセキュリティ対策を講じず、PDPA の規定に従って PDPC 事務局にデータ漏洩を通知せず、また法的に義務付けられているにもかかわらず DPO を任命せず、定期的に大量の個人情報を収集していました。これらの 3 つの違反に基づき、専門家委員会は課徴金として THB 7,000,000 の支払いを命じました。

## 4. 化粧品会社－不適切なセキュリティ対策とデータ漏洩の未報告

ある化粧品会社は、適切な個人情報保護のためのセキュリティ措置を実施せず、法律の規定に沿って PDPC 事務局に個人情報漏洩を報告しませんでした。これらの 2 つの違反に基づき、専門家委員会は課徴金として THB 2,500,000 の支払いを命じました。

## 5. コレクション用玩具会社：不適切なセキュリティ措置

ある玩具会社は適切な個人情報保護のためのセキュリティ措置を実施しなかったため、その結果として専門家委員会は、当該会社に対して課徴金として THB 500,000 の支払、データ処理業者に対し、課徴金として THB 3,000,000 の支払いを命じました。データ処理業者とは、データ管理者から指示を受けてまたはその代理として個人情報の収集、使用、または開示を行うものの、データ管理者ではない者を指します。

## 留意点

PDPC 事務局が公表した上記の 5 件の事例は、PDPA 遵守の重要性を浮き彫りにしました。特に、適切なセキュリティ措置の実施、DPO の任命、およびデータ漏洩の迅速な通知は不可欠です。組織は、第三者が代理で扱うデータについて、法的・契約上の義務を遵守するよう確保するだけでなく、その活動を積極的に監視する必要があります。適切なセキュリティ措置の実施、情報漏洩の報告、または必要な場合の DPO の任命を怠ると、重大な罰則を招く可能性があります。全体として、これらの事例は PDPA 下でのリーガル・レピュテーションリスクを軽減するため、データ管理者および処理者双方において積極的なコンプライアンスや内部監督、責任の明確化が不可欠であることを示しています。

## 予想される今後の展開

これらの5件の事例は、政府機関、民間組織、関連サービスプロバイダーを含むすべてのセクターに対し、個人情報管理は単なる技術的または行政的な問題ではなく、堅固なセキュリティ基準、定期的なリスク評価、透明性のある監督メカニズムを要する責任の問題であることを明確に警告しています。これらの要素は、個人の権利に対する不可逆的な損害を防止するために不可欠です。PDPC 事務局は現在、多数の事例を審査中で、法律に従った厳格な法的執行を継続していくものと解されます。同時に、タイのすべての組織において「情報漏洩ゼロ」を共通の優先事項とするため、積極的な予防措置の推進にコミットしていくでしょう。

## 連絡先

### 個人情報保護

Supawat Srirungruang

**CO-MANAGING PARTNER**

T +66 2656 1991

[supawat.s@rajahtann.com](mailto:supawat.s@rajahtann.com)

## 寄稿に関する注記

この法律最新情報は、上記の担当パートナーが、**Kittipol Chamsawarn**（シニアアソシエイト、Rajah & Tann (Thailand) Limited）および**Chanon Prasirtsuk**（アソシエイト、Rajah & Tann (Thailand) Limited）の協力を得て作成しました。

ご質問がある場合は、弊所（TEL: 66 2 656 1991, Email: [bangkok@rajahtann.com](mailto:bangkok@rajahtann.com)）までお気軽にお問い合わせください。

## 各オフィスの連絡先

### カンボジア

Rajah & Tann Sok & Heng Law Office  
T +855 23 963 112 | +855 23 963 113  
kh.rajahtannasia.com

### 中国

Rajah & Tann Singapore LLP  
Representative Offices  
**Shanghai Representative Office**  
T +86 21 6120 8818  
F +86 21 6120 8820

### Shenzhen Representative Office

T +86 755 8898 0230  
cn.rajahtannasia.com

### インドネシア

Assegaf Hamzah & Partners  
**Jakarta Office**  
T +62 21 2555 7800  
F +62 21 2555 7899

### Surabaya Office

T +62 31 5116 4550  
F +62 31 5116 4560  
www.ahp.co.id

### ラオス

Rajah & Tann (Laos) Co., Ltd.  
T +856 21 454 239  
F +856 21 285 261  
la.rajahtannasia.com

### マレーシア

Christopher & Lee Ong  
T +603 2273 1919  
F +603 2273 8310  
www.christopherleeong.com

### ミャンマー

Rajah & Tann Myanmar Company Limited  
T +951 9253750  
mm.rajahtannasia.com

### フィリピン

Gatmaytan Yap Patacsil Gutierrez & Protacio  
(C&G Law)  
T +632 8248 5250  
[www.cagatlaw.com](http://www.cagatlaw.com)

### シンガポール

Rajah & Tann Singapore LLP  
T +65 6535 3600  
sg.rajahtannasia.com

### タイ

Rajah & Tann (Thailand) Limited  
T +66 2656 1991  
F +66 2656 0833  
th.rajahtannasia.com

### ベトナム

Rajah & Tann LCT Lawyers  
**Ho Chi Minh City Office**  
T +84 28 3821 2382  
F +84 28 3520 8206

### Hanoi Office

T +84 24 3267 6127 | +84 24 3267 6128  
vn.rajahtannasia.com

Rajah & Tann Asia は、アジアに拠点を置く法律事務所のネットワークです。

各オフィスは、関連する現地の法律に従って独立して構成されています。各オフィスが提供するサービスは、当該オフィスとクライアントとの間の契約条件によって規定されます。

本稿は、あくまで一般的な情報提供を目的としており、いかなる法的助言も提供するものではなく、また法的拘束力も生じません。Rajah & Tann Asia および各オフィスは、本稿へのアクセスまたはこれに依拠することにより生じる可能性のあるいかなる損失または損害についても、一切の責任を負いかねます。

## 各オフィスの所在地



Rajah & Tann (Thailand) Limited は、タイにおけるフルサービスの法律事務所であり、国内外での専門知識とリソースを活用し、幅広い法律サービスにおいてクライアント様をご支援いたします。具体的には、タイ国内裁判所における代理業務、国際・国内仲裁、金融関連訴訟・非訟案件対応、外国直接投資、国内外の投資家向け一般企業・商業法務（会社設立、支店・駐在員事務所の設立、各種免許・許可・認可の申請手続き等）を取り扱っております。

Rajah & Tann (Thailand) Limited は、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムに拠点を置く現地法律事務所ネットワーク「Rajah & Tann Asia」の一員です。当アジアネットワークには、日本および南アジアに特化した地域デスクも含まれております。

本稿の内容は、Rajah & Tann (Thailand) Limited が権利を有するものであり、タイの法律および国際条約を通じて他国の著作権保護の対象となります。本稿のいかなる部分も、Rajah & Tann (Thailand) Limited の事前の書面による許可なく、複製、ライセンス供与、販売、出版、送信、改変、翻案、公衆への展示、放送（電子的手段によるいかなる媒体への保存も含み、一時的か否かを問わず、本許可で認められる目的以外での利用）を行うことはできません。

なお、本稿に記載されている情報は、作成時点における当事務所の知る限り正確な情報に基づいておりますが、あくまで当該トピックに関する一般的な指針を提供することを目的としており、特定の行動方針に関する専門的な助言としては作成されておられません。本稿の内容はクライアント様の特定の事業および運営上の要件に適合しない可能性があります。クライアント様のご状況については、それに応じた法的アドバイスをご確認していただくことが必要になります。具体的なお相談に関しましては、Rajah & Tann (Thailand) Limited の弁護士までお問い合わせいただくようお願いいたします。